

鳥取海区漁場計画（素案）の主な検討内容

令和5年2月15日
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

本県海面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、海面全体が最大限に活用される海区漁場計画を作成します。

それぞれの漁業権が、海面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保します。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定します。

1 漁業権に関すること

(1) 第一種共同漁業（採貝採藻漁業）

存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間

番号	漁場の位置	漁業の名称（魚種）																			
		わかめ	てんぐさ	（あまのり） いわのり	もずく	くろも	あかもく	（いぎす） えごのり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	こたまがい	ばい	かき	いな	たこ	うに	なまこ		
		漁業時期																			
		2/1-6/30	6/6-8/31	11/1-5/31	2/1-8/31	2/1-6/30	3/1-5/31	7/21-8/31	4/1-6/30	1/1-12/31											
海共第	1号 岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○		
	2号 鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○		○	○	○			○	○	○	▲	○	○		○	○	○		
	3号 鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	5号 琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	○	○	○	○		
	6号 米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	×	○							○	○	○	▲	○	○		○	○		
	8号 境港市										◎	◎	◎		○	◎		○	○		

※線を引いた太文字箇所が現行からの変更点（×は除外、◎は新規設定、▲は要望はあったが設定しないもの）

漁場の区域 距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域（ただし、泊漁港内、淀江漁港内、鳥取港内、赤碕港内、鳥取空港付近を除く）
条 件 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。
- ・対象水産動植物は、漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

番号	漁業の名称	検討の概要
海共第6号	てんぐさ	・利用がなく、今後利用する見込みもないため、除外する。
海共第3号	くろも	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第5号	いがい	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第8号	あわび、さざえ、いがい、かき	・漁業権区域内に境港の沖防波堤が延伸され、今後、磯根資源の漁場となる可能性があり、漁協からも要望があるため、設定する。
海共第1号～海共第5号	くろも	・一部地域で、近年6月にも漁獲がなされていることから、漁業時期（2/1～5/31）を1月延長し、6/30までとする。
海共第3号	はまぐり	・漁業権に設定している「はまぐり」は標準和名「こたまがい」の本県沿岸域の地方名称であり、一般的な「はまぐり」（鳥取県沖合での漁獲実態なし）とは別種である。名称が曖昧で過去にトラブルが生じたことから、取締り対象を明確にするため、標準和名の「こたまがい」へ変更する。
海共第6号、海共第2号	はまぐり	・2地区より新規設定要望があったが、漁獲実態がないため設定しない。
海共第1号、海共第2号	かめのて	・2地区より新規設定要望があったが、水揚げ金額が少額なため、設定しない。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

(2) 第一種区画漁業（養殖業）

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

新				旧			漁場の区域	現漁業者	備考
番号	漁業の名称	漁業の時期	団体漁業権 又は個別漁業権の別	番号	漁業の名称	漁業の時期			
1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港内	鳥取県漁協	
3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	3号	わかめ養殖業	10/21-4/30	田後漁港	田後漁協	
4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港内	鳥取県漁協	
5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協	
7号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協	
				8号	わかめ養殖業	周年	長和瀬漁港	鳥取県漁協	除外
8号	魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く。）	周年	団体漁業権				長和瀬漁港		新規
9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協	
10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	
				11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	除外
12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町 平田地先	鳥取県漁協	
13号	魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く。）	周年	団体漁業権	14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	
14号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	

- ※ 線を引いた太文字箇所が現行からの変更点
 ※ 海区第8号以外はすべて類似漁業権として設定
 ※ 区画漁業権はこれまで全て漁協に免許しているが、漁協が営んでいる地区は個別漁業権とし、それ以外を団体漁業権として設定

- 条件
 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
 (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、意欲のある漁業者の希望等により、積極的に免許する。

地区	漁業の名称	検討の概要
長和瀬漁港 (青谷)	わかめ養殖業 「魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）」	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。 ・県栽培漁業センターと連携しアジの養殖試験を実施しており、実用化の見込みがあるため、設定する。
平田漁港 (淀江)	のり養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
全ての地区	全ての漁業	・現場の取組みを阻害せず、漁業者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」とするなど、魚種を指定しないこととする。
全ての地区	藻類垂下式養殖業	・漁業時期を統一する。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

(3) 定置漁業（身網の最深部が水深27m以深に設置される漁具を定置して営む漁業）

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	現漁業者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁協（御来屋支所）	変更なし

- 条件
 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
 (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。
- ・既存の漁業については、適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。その他の地区から新規の要望はなかった。（身網が水深27mより浅い水深に設置される定置漁業は本県漁業調整規則により「小型定置網漁業」として知事許可漁業に規定しており、現在、外海では、浦富（2か所）、夏泊、泊、淀江の4地区（5か所）に許可。）

2 保全沿岸漁場に関する事項 設定しない。

【主な検討内容】

- ・現在、県内では保全活動は漁協等の自主的な活動により行われており、漁協からの要望もないため設定しない。

(参考)

1 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容等を定めるもの）に基づき漁協等に免許されます。

漁業権は、共同漁業権（採貝採藻など）、区画漁業権（養殖）、定置漁業権（大型定置網など）の3種類に大別され、現在、本県では、共同漁業権6件と区画漁業権15件、定置漁業権1件が設定されています。

(1) 共同漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の水面を関係地区の漁業者が共同に利用して営む漁業。

- ・第一種共同漁業：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業
- ・第三種共同漁業：特定海面において営む地びき網漁業等

(2) 区画漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の区域において営む養殖業。

- ・わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

(3) 定置漁業（存続期間：5年）

身網の設置される最深部の水深が2.7m以深の定置網漁業。



漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有します。

敷設もしくは使用中の漁具又は養殖施設のき損等により採捕又は養殖行為を妨害する行為や、漁場内における採捕又は養殖の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為などの漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。

2 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）等を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われます。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成します。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、海況等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としています。

- ※ 改正漁業法では、各漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等による水面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備

(改正漁業法で規定された漁場計画に定める漁業権の内容の主な要件)

- ・それぞれの漁業権が、当該海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。
- ・適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定。
- ・活用漁業権が団体漁業権（※）であるときは、類似漁業権を団体漁業権として設定。
- ・漁場の活用の現況、意見聴取後の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権を設定。
- ・存続期間を法定より短い期間を定める際は、漁業調整のため必要な範囲内であること。
- ※ 団体漁業権とは、共同漁業権及びその内容たる漁業を自ら営まない漁協等に免許される区画漁業権の総称であり、免許を受けた漁協等が管理し、行使規則に基づき組合員に行使させる。団体漁業権以外の漁業権で、漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むものを個別漁業権という。
改正漁業法により新たに定義され、団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、漁場の活用の現況、利害関係人等の意見聴取に対する検討結果等を踏まえ決定する。

3 今後のスケジュール（想定）

- ①パブリックコメントの実施（R5.2.15～3.7、対象：利害関係人）・結果の公表（R5.3）
- ②漁場計画案の作成、海区漁業調整委員会への諮問（R5.3）、委員会において公聴会開催の上、答申（R5.4）
- ③漁場計画、漁業の免許予定日等の公示（R5.5）
- ④免許の申請受付、審査（海区漁業調整委員会への諮問、答申）（R5.6～8）
- ⑤免許（漁業権の取得）（R5.9.1）

